平成２２年（フ）第３１１号
千葉県四街道市栗山1082番地22　レオパレスイーストワン104
債務者　西　　誠吾
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２１号
千葉県白井市けやき台２丁目２番５棟202号
債務者　川路　眞人
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２２号
千葉県白井市けやき台２丁目２番５棟202号
債務者　安　　明玉
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３３４号
千葉県八街市八街ろ185番地143　シャトレーのぞみ202
債務者　石田　康博
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３４６号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　17棟308号
債務者　関口久美子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５０号
千葉県印旛郡栄町酒直1615番地
債務者　後藤　千代
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３６０号
千葉県成田市並木町107番地25
債務者　寺川　洋志
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６００号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目１番315号
債務者　汁場アントニオこと　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＡＮＴＯＮＩＯ　ＬＵＩＺ
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
福岡県八女市黒木町田本170番地５
債務者　中川　忠敬
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２６号
福岡県八女市黒木町田本170番地５
債務者　中川　裕敬
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２７号
福岡県八女市黒木町田本170番地５
債務者　中川　佳子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１１２１号
札幌市豊平区月寒東４条17丁目１番22号　月寒台ハイツ101号
債務者　齋藤　浩光
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０８号
札幌市厚別区厚別中央４条６丁目２番20―205号
債務者　太田　久枝
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８０号
札幌市白石区菊水元町１条５丁目３番24号　メゾン菊水元町202号
債務者　石黒　新一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６８０号
札幌市中央区南５条西９丁目1012番地２　ヴィラススキノ302号
債務者　中村　優平
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９２号
札幌市豊平区月寒中央通３丁目４番１―307号
債務者　武井　町子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９８０号
札幌市北区西茨戸６条１丁目２番11号
債務者　浅井　　要
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部